大町市キャラクター「おおまぴょん」デザイン使用に関する要綱

平成24年5月31日 大町市告示第82号

(趣旨)

第1 この要綱は、大町市のキャラクター「おおまぴょん」のデザインの使用に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「キャラクター」とは、市が定めた基本デザイン(別紙)及 び市長が別に定めるその展開デザインのことをいう。

(キャラクターの使用)

- 第3 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、営利を目的とせず、図柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りでない。
 - (1) 市の関係機関が使用するとき。
 - (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
 - (3) 市内自治会等の住民組織が、地域活動において使用するとき。
 - (4)報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
 - (5) 個人、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
 - (6) その他市長が使用について適当と認めたとき。

(使用の承認申請)

第4 申請者は、第5に規定する承認を受けようとするときは、大町市キャラクター「おおまぴょん」デザイン使用申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長に 提出しなければならない。

(使用の承認)

- 第5 市長は、第4に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。
 - (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがある と認められるとき。
 - (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
 - (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (5) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (6) キャラクターを第8に規定する事項に基づき使用せず、又は使用しないおそれ

があると認められるとき。

- (7) その他市長が使用について不適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、大町市キャラクター「おおま ぴょん」デザイン使用(変更)承認通知書(様式第2号) により通知するものと する。
- 3 市長は、使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。 (使用料)
- 第6 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第7 使用承認期間は、承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31 日を限度とする。ただし、更新は妨げない。

(使用上の遵守事項)

- 第8 キャラクターの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号 に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
 - (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
 - (3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
 - (4) 使用者は、この要綱に基づく使用の承認により生じた権利及び義務を第3者に 譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (5) 商標登録、意匠登録等の出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定及び登録を行わないこと。
 - (6) キャラクターを使用した物品等について、市長の確認を得ること。 (承認内容の変更)
- 第9 使用者は、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ大町 市キャラクター「おおまぴょん」デザイン使用変更申請書(様式第3号)を市長に 提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による変更を承認するときは、大町市キャラクター「おおま ぴょん」デザイン使用(変更)承認通知書(様式第2号)により通知するものとす る。
- 3 使用者は、変更申請の承認後についても、第8の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第10 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用 の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき、又は違反したことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を 明記した書面をもって通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、 当該承認に係る物品等を使用してはならない。
- 4 市長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

- 第11 市は、使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合について、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。 (委任)
- 第12 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

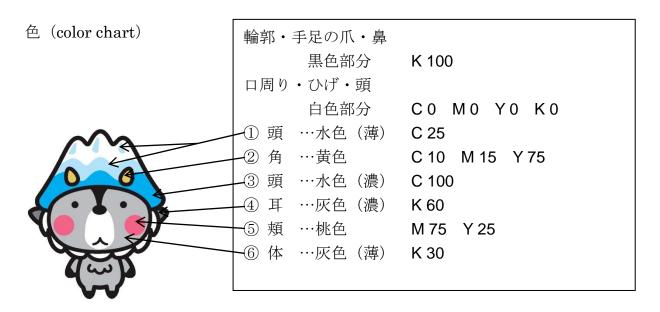
附則

この要綱は、公布の日から施行する。

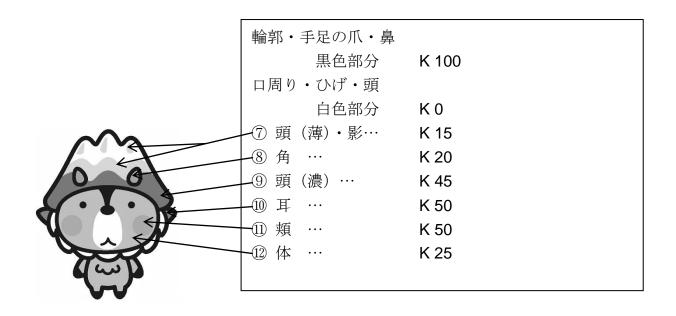
別紙(第2関係)

大町市キャラクター「おおまぴょん」

【カラーで使用する場合】



【白黒で使用する場合】



大町市長 殿

申請者 住 所 (所在地)

氏 名(名称及び代表者名) 印

大町市キャラクター「おおまぴょん」デザイン使用申請書

下記のとおり、キャラクターを使用したいので申請します。

なお、大町市キャラクター「おおまぴょん」デザイン使用に関する要綱第 5 第 1 項 各号に該当すると認められた場合又は第 1 0 の規定により使用承認を取り消された場合は、直ちに使用を中止することを誓約します。

記

使用対象物件											
使	用	目	的								
使	用	方	法								
使	用	期	間		年	月	日	~	年	月	日
使用数・製作数											
連	ŕ	各	先	担当 住 電話	所						

※添付書類

- ①企画書、見本等 (レイアウト、スケッチ、原稿等)
- ②申請者の概要
- ③その他参考資料

 第
 号

 年
 月
 日

様

大町市長 印

大町市キャラクター「おおまぴょん」デザイン使用(変更)承認通知書

年 月 日付で申請のありました大町市キャラクター「おおまぴょん」のデザインの使用(変更)について、承認しましたので通知します。

次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 使用者は、この要綱の規定に基づく使用の承認により生じた権利及び義務を 第3者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録、意匠登録等の出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定及び登録を行わないこと。
- (6) キャラクターを使用した物品等について、市長の確認を得ること。

年 月 日

大町市長 殿

申請者	住	所	(所在地)	
	氏	名	(名称及び代表者名)	印

大町市キャラクター「おおまぴょん」デザイン使用変更申請書

年 月 日付 第 号で承認を受けた大町市キャラクターデザインの使用 について、下記のとおり変更したいので申請します。

なお、大町市キャラクター「おおまぴょん」デザイン使用に関する要綱第 5 第 1 項 各号に該当すると認められた場合又は第 1 0 の規定により使用承認を取り消された場合は、直ちに使用を中止することを誓約します。

 変更内容
 (変更前)

 変更理由
 担当者名

 連絡先
 住所電話番号

※添付書類

- ①企画書、見本等(レイアウト、スケッチ、原稿等)
- ②その他参考資料